



民法改正で容易になった 「自筆証書遺言」で 争族を回避

弁護士 上岡 亮

今年で85歳になるAさんは、妻に先立たれたものの、3人の子どもの助けを借りながら、元気に生活しています。とはいえ、年齢を考えると、相続のことを考えざるを得なくなってきましたが、相続が発生すると、財産の取り分を巡って「争族」となってしまい、険悪な関係になったというような話を耳にします。

そこで、Aさんは、遺言書を作成することにしましたが、多額の資産があるわけでもないのに、最も手軽にできそうな、自分で遺言書を作成する方法にしたいと思っています。

ただ、Aさんの財産は、土地・建物の他、複数の銀行預金等、多岐にわたっており、財産の内訳を全て手書きするとすると、高齢のAさんには大変な作業です。また、生前は、遺言書の存在を知らせたくないのですが、自宅に保管しておく、誰かに見つかってしまうかもしれませんし、紛失のおそれもあり、保管場所にも困ってしまいます。Aさんは、やはり「争族」になってしまうのかなと、途方に暮れてしまいました。

◆—解説

相続時のトラブルが増加しています。司法統計によると、遺産分割に関する家庭裁判所の調停受付件数は、2010年では約1万件でしたが、2019年には約1万4千件になっており、10年足らずで約4割増えています。

他方で、相続時に発生するトラブルを回避するためか、遺言書を作成する人も増えています。遺言書には、①自らが遺言の内容を書き記す「自筆証書遺言」、②遺言書の作成に公証人が関与して遺言書を公正証書とする「公正証書遺言」、③遺言内容を公正証書として作成した上で、遺言内容は公証人にも知られない「秘密証書遺言」の3種類があります。

日本公証人連合会によると、公正証書遺言の作成件数は、2010年の約8万2千件から2019年の約11万3千件と、10年で3割以上増加しています。自筆証書遺言の場合は、正確な作成件数を把握できませんが、増えていることは間違いありません。

3種類の遺言のうち、自筆証書遺言は、紙とペン、

印鑑があれば足り、手軽に作成することができる遺言書です。Aさんも、自筆証書遺言により遺言書を作成しようと考えました。

もっとも、自筆証書遺言は、遺言者が、その全文等を自署し、これに印を押す必要があります（民法968条1項）。遺言の効力が発生した時点では、遺言者の意思を確認することができないため、極めて厳格な要式がとられているのです。

財産の内容を全て自署することは、相当の手間がかかり、自筆証書遺言作成の大きな足かせの1つと考えられていました。そこで民法が改正され、2019年7月から、財産目録の作成については、自署によることが必要なくなりました（同条2項）。改正では、財産目録についてパソコンによる作成が可能となり、預貯金通帳等のコピーを使用することも可能となりました。

また、2020年7月から、法務局において自筆証書遺言を預かる制度が設けられました。この制度を利用すれば、遺言書の紛失や改ざん・偽造のリスクが避けられることになります。

遺言者が死亡した場合、遺言者が指定した1名に対し、遺言書が保管されている旨の通知が届くことになる制度もありますので、遺言書の存在を秘密にして法務局に保管することができます（手数料3,900円）。

民法改正により、相続については、大きく制度が変わり、自筆証書遺言は、以前に比べれば随分と作成が容易になりました。とはいえ、それでもまだ厳格な要式が定められており、遺言者の意思を確実に実現するためには、誤りのない遺言書の作成が求められます。

安心して自筆遺言書を作成するために、専門家（弁護士）に相談してみるのもよいでしょう。

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか・あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。
所属：いずみパートナーズ法律事務所